

杉並区会計年度任用職員(一般)【教育相談員】 募集案内

令和6年12月1日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分等

採用区分		勤務態様	採用予定数	勤務場所
会計年度 任用職員 (一般)	教育相談員	月16日/ 1日7時間45分	3名	済美教育センター、 杉並区立小・中学校

(2) 仕事内容

区立学校での課題に係る学校・保護者等の相談業務及び関係機関との連携による心理的側面からの支援業務

(3) 任用期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間)1箇月

※公募によらない再度の任用制度あり

(公募によらない再度任用の可否は、勤務実績等による能力実証を行います。その上で、1年度ごとで5回までとします。)

(4) 応募資格

ア 次の要件のいずれかを満たす方

- ・公認心理師または公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士を有する者(資格取得見込みを含む)
- ・児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識を有する者

イ 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【2】 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、次により申し込んでください。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
郵 送 又は 持 参	令和7年1月17日(金)午後5時まで(必着) (持参の場合は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで)	〒168-0064 杉並区永福4-25-7 杉並区立済美教育センター管理係

※ 郵送で申し込む場合には、封筒の表面に「会計年度任用職員（一般）【教育相談員】採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については一切の責任を負いません。

※ 応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第一次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 (所定の申込書以外は使用不可) ※ 申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的には利用いたしません。
合格発表	合格発表 合格にかかわらず、令和7年1月末日までに第一次選考の結果通知を発送します。	

【4】 第二次選考

日時・場所 (予定)	○日時：令和7年2月上旬～中旬のいずれか1日 (時間等の詳細は、第一次選考合格通知にてお知らせします。) ○場所：杉並区立済美教育センター（杉並区永福4-25-7） 交通機関：京王井の頭線西永福駅 10分程度 京王井の頭線永福町駅 13分程度	
方 法	面 接	会計年度任用職員として必要な基礎的知識等について個別面接を行います。
合格発表	令和7年2月下旬予定（詳細は、第二次選考当日にご説明します。）	

【5】 報酬・手当

月額 221,760円（令和6年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます）

※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

※2 通勤費を支給します。（上限1箇月55,000円まで）

※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。

※4 期末手当を支給します。（6箇月以上の任用期間がある場合に支給します。）

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は、原則として月曜日から金曜日までの間で、月 16 日勤務です。
ただし、土曜日、日曜日又は祝日法による休日が勤務日となる場合もあります。
- ◇ 勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの 1 日 7 時間 45 分勤務です。(休憩時間は 60 分)
- ◇ 公務のため必要がある場合は、所定の勤務時間を超えた勤務（超過勤務）となることがあります。
- ◇ 年次有給休暇は、年 13 日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。
ただし、勤務形態によって付与される休暇が異なります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険に加入します。
なお、健康保険は東京都職員共済組合のものになります。
- ◇ 年 1 回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。(期末手当該当者のみ)

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和 2 年度から新たに創設された地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

教育委員会事務局済美教育センター 管理係

〒168-0064

東京都杉並区永福 4-25-7

TEL: 03-6379-3521 (代表)

杉並区役所ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>